

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

私は、平成7年4月頃に申立期間に係る国民年金の加入手続を市役所で行った。保険料は、市役所から送付されてきた納付書に現金を添え金融機関で納付した。年金手帳に申立期間の資格記録が確認できる上、家計簿に申立期間の保険料を納付したとする記載もあることから、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はオンライン記録上、国民年金に未加入とされているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間当時に払い出されている上、申立人の居住する市の電算記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年4月1日付けで国民年金第1号被保険者資格を取得し、8年4月1日に第3号被保険者に該当したことが記録されており、同市は申立期間を第1号被保険者期間としていることが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る保険料を市役所から送付された納付書を用いて納付したと述べているところ、上記のとおり、市は申立期間を国民年金の加入期間としていたことから、申立人に対して納付書を送達していたと考えられるほか、申立人の提出した申立期間当時の家計簿に、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる記載も認められることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間の保険料についてはっきりとした記憶は無いが、それまで継続して保険料を納付しているのに申立期間の1年間のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ12か月と短期間である。

また、申立人の所持する国民年金手帳、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人の居住する市の電算記録から、申立期間前後の保険料は遅滞無く納付されていたことが確認できることから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月24日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月24日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月24日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、44万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月24日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月24日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、申立期間において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月24日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月16日から同年6月16日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間は、A事業所C本社から同事業所B支社へ転勤した時期であり、A事業所には継続して勤務しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、D事業所（A事業所が名称変更）から提出された申立人に係る在籍証明書、労働者名簿等の関係書類及び当該事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和48年5月16日にA事業所C本社から同事業所B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和48年5月16日とすべきところ、同年6月16日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から 36 年 5 月 30 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の当時の社会保険事務担当者は、「脱退手当金の説明や代理請求を行っていない。」と回答しているところ、複数の元同僚は、「脱退手当金の説明や代理請求を行っていたという話を聞いたことが無い。」と述べており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 37 年 3 月 14 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 36 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年3月までの期間及び同年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から57年3月まで
② 昭和57年10月から60年3月まで

申立期間当時から、国民年金保険料の納付に関することは、夫婦分を合わせて私が行っていたので、夫は申立期間の保険料が納付済みとされているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時から、自身とその夫の国民年金保険料を合わせて納付していたと述べているところ、申立期間②については、申立人の夫の保険料は納付済みであるが、オンライン記録によると、申立期間②直後の昭和60年4月から同年11月までの期間に係る申立人の夫の保険料は現年度納付されているのに対し、申立人は同期間に係る保険料が免除（平成7年1月25日に追納）されているほか、63年3月から同年5月までの期間についても夫婦の保険料収納日が異なっているなど、夫婦の保険料は必ずしも同時に納付されていたとはみられず、申立人が主張するように、申立人の夫の保険料が納付済みであることをもって申立人の申立期間②の保険料も納付されたとは推認し難い。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る保険料納付について明確な記憶は無く、申立期間②が納付済期間とされている申立人の夫も保険料納付に関する記憶は無いとしていることから、申立期間当時の状況は不明である。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間①及び②は未納期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年4月までの期間及び8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から7年4月まで
② 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成5年の中頃に婚姻し、在留資格を取得した後の同年9月に来日したが、その時に、夫が市役所で私の国民年金の加入手続等諸手続を行い、以降、夫が夫婦分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していた。

年金以外の保険料や税金等を滞納したこと、督促等を受けたことも無いことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、来日した平成5年9月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人が、この頃国民年金に加入していれば申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことになるが、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立人の年金手帳の交付年月日が9年4月18日とされていることから、申立人は、この頃初めて国民年金の加入手続を行い、国民年金に加入するべき日（日本国内に住所を有するに至ったとき）である5年9月17日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまでは、申立期間は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、加入手続時点において、申立期間①のうち5年9月から7年2月までの保険料は既に時効のため納付することはできない。

また、上記申立人の国民年金加入手続が行われた時期になると、年金に係る事務処理の機械化が促進され、記録の過誤も考え難くなっているところ、申立人から提出された資料（申立人の申立期間の保険料を納付していたとす

る申立人の夫の平成5年から11年までの確定申告書控え及び申立人の所得税の年末調整一覧表等)から、申立期間のうち上記加入手続時点では時効前であり過年度納付が可能であった期間(平成7年3月以降の未納とされている期間)の保険料が納付されたことをうかがうことはできない。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間①及び②に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月

私は、会社を退職して現住所地に転居したことに伴い、母と市役所に行き転入手続と国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続の際、市職員が業務に不慣れであったため、手続に時間がかかったことをよく覚えている。年金手帳には申立期間に係る資格取得日と喪失日が記入されていることから、申立期間の保険料を納付しているはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する年金手帳に申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪が記入されていることから、平成8年1月に現住所地に転居した際、市役所で申立人の母と一緒に転入手続と国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も納付したはずであると述べているところ、住民票から申立人が同年同月25日（年金手帳記載の申立期間に係る資格取得日は同年同月21日）に転入手続を行っていたことが確認できるが、申立期間の保険料の納付については、申立人及びその母共に納付書を受け取った時期や場所等の記憶は無く、保険料を納付した時の状況についても記憶は無いとしている。

また、申立人は、申立期間直後、共済組合の組合員となっているところ、申立人が申立期間について国民年金の資格を有していた場合、申立期間後も継続して保険料の納付を求められることが無いよう、国民年金から共済組合への切替えに伴う国民年金の資格喪失手続を行う必要があったが、申立人及びその母共に同手続を行った記憶が無いとしており、オンライン記録上、申立期間が未加入とされていることとも矛盾していないものと考えられる。

さらに、申立人の居住する市によれば、申立期間当時には、国民年金業務

の電算化により、システム上、加入者の管理と納付書の発行とが一元的に行われていたことから、同市の電算記録でも申立期間が国民年金に未加入とされている申立人に対して、申立期間に係る納付書が交付されることは無かったとみられ、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで

私は、平成4年8月に会社を退職した後に国民年金保険料の督促状が来て金融機関で納付しているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を退職した後に督促状が届いたので、金融機関で国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立期間に係る加入手続を行ったとの明確な記憶は無く、督促状が届けば必ず保険料を納付したはずと述べるに止まり、当時届いたとする督促状が確かに国民年金保険料に係るものであったか否か、保険料の納付回数及び納付金額等の記憶もはっきりとしないとしており、申立人の証言から申立期間の保険料が納付されたと推認することは困難である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は平成8年6月に払い出されたものと推認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行い、これにより遡って申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得したものとみられ、同手続時点では申立期間は既に時効のため、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無

く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、全て妻が納付していた。申立期間の保険料は、当時は納付していなかったが、民生委員と相談した記憶があるほか、所持する領収書から申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料を 60 年 8 月頃に遡って納付したことが確認できることから、申立期間についても遅れて納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を含め、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料について、当時納付していなかったが、民生委員と相談した記憶があるほか、所持する領収書から申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料を 60 年 8 月頃に遡って納付したことが確認できることから、申立期間の保険料も遅れて納付しているはずであると述べているところ、オンライン記録から、昭和 58 年度の保険料が昭和 60 年 8 月 3 日に過年度納付されたことが確認できるが、同時点では申立期間の保険料は既に時効のため納付できなかつた上、上記過年度納付とは別に申立期間の保険料を納付した時期や遡って保険料を納付した回数等の具体的な記憶は無い。

また、申立人の妻は、当時、民生委員と保険料の納付について相談したのも 1 回だけであるとしているほか、その際に、いずれかの時点までしか遡って納付できない旨の説明を受けた記憶があるともしていることから、申立期間の保険料は時効により納付できなかつた可能性を否定できない。

さらに、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿でも、夫婦の申立期

間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 2 日から 54 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所B支店における被保険者資格取得日は、昭和 54 年 6 月 1 日との回答を得たが、53 年 10 月 2 日から、当該事業所に勤務していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、C事業所（A事業所の後継事業所）は、「申立人は、昭和 54 年 6 月 1 日入社と記録されている。申立期間当時、正式入社前に期間社員として採用していた。期間社員の者からは厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、申立人が同僚として挙げた者は、「自分も入社後、約 1 年間は期間社員であり、厚生年金保険に加入していなかった。また、会社の健康保険には加入せず、国民健康保険に加入していた。」と述べている。

さらに、A事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 10 名確認でき、その中の一人は、「厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前から勤務していた。」と述べていることから、当該事業所は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年8月1日から6年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から7年10月31日まで

申立期間について、国に記録されている標準報酬月額は、当時、自分が支給されていた給与額より低額となっているので、当該給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間のうち、平成4年8月1日から6年10月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年3月3日付けで、9万8,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員と滞納していた社会保険料について話し合いをした。社会保険事務は、自分が行っていた。」、「代表者印は自分が管理しており、他の者が代表者印を押印することはなかった。」としていることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成4年8月1日から6年10月1日までの期間について、申立人は、会社の業務を執行する責任を負

っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月31日までの期間については、定時決定により、6年10月1日からの標準報酬月額を9万8,000円とする処理が同年10月21日に行われていることが確認でき、当該事務処理に特に不自然な点は見当たらない上、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年10月1日から7年10月31日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 10 日から 41 年 3 月 15 日まで
③ 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 27 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。申立期間①より前の被保険者期間については脱退手当金の請求手続きを行い、受給した記憶があるが、申立期間については受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①より前に勤務した事業所の被保険者期間については、脱退手当金を受給したと述べているが、オンライン記録上、申立人が受給を認めている期間と申立期間とを合算して脱退手当金が昭和 45 年 3 月 10 日に支給決定されており、このほかに脱退手当金の支給記録は無く、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間③に係る事業所を退職した後の昭和 45 年 5 月 26 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間を含む脱退手当金が同年 3 月 10 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立人が受給を認めている期間と申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上

の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 16 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 17 日から 40 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 9 月 25 日から 41 年 11 月 20 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の申立期間後の転居先の住所、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び期間が記載されており、当時、厚生年金保険の適用が無い事業所名も記載されていることから、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられるほか、脱退手当金を受領した旨の署名捺印があることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 15 日から 34 年 7 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、申立期間後に勤務した事業所では脱退手当金を受け取ったが、申立期間は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金として 8,000 円ほどを受給したと記憶しているところ、申立期間及び申立人が受給を認めている事業所における被保険者期間を計算の基礎とした脱退手当金の支給額は 8,586 円であり、申立人が受給したと記憶する金額とおおむね合致する。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人が受給を認めている事業所の同被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間と受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、受給を認めている期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 3 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 17 日から 37 年 4 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は事業所に脱退手当金の支給を希望したが、受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所を退職する際、脱退手当金の支給を希望したと述べている上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は、「自分は脱退手当金を受給した。会社が手続きをしてくれて給料などと一緒にもらったのではないかと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 24 日から 34 年 8 月 25 日まで
② 昭和 38 年 4 月 11 日から 39 年 2 月 6 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 11 日から 41 年 4 月 23 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間①、②及び③を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

また、申立期間①について、申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 8 月 25 日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者 18 名のうち、資格喪失後6か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた3名及びオンライン記録を確認することができない1名を除く 14 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 名に資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名

簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間②及び③について、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間②及び③の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 20 日から 42 年 10 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「A事業所を退職後にもらったのは、退職金だけだったと思う。」と述べているところ、B厚生年金基金が提出した給付金受領書によれば、昭和 43 年 3 月に申立人へ厚生年金基金の退職一時金が支払われたことが確認できる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月まで
③ 平成元年 10 月から 2 年 9 月まで
④ 平成 3 年 10 月から 5 年 9 月まで

ねんきん定期便によると、A事業所B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間①から④までの期間において、直前の期間より下がっているが、給与が下がった記憶はないので、当該期間における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所から提出された申立人に係る社員名簿等の記録によれば、申立人は、昭和 41 年 7 月 1 日にA事業所B支店で雇用され、平成 3 年 5 月 31 日まで作業員として勤務していたことが確認できるところ、申立人と同時期に、A事業所B支店において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚の記録においても標準報酬月額が変動していることが見受けられる上、当該同僚及び当時の事務担当者は、「作業員の給料は、基本給の他に支払われる手当により変動した。」と述べている。

さらに、前述の社員名簿等の記録において、平成 3 年 6 月 1 日以降の申立人に係る記録は確認できないところ、A事業所の担当者は、「人事記録の確認できない期間については、正社員でなかったと考える。」と回答している上、前述の同

僚及び事務担当者は、「当時、作業員の停年退職は 55 歳だった。その後、作業
嘱託として勤務する場合、基本給は下がった。」と述べている。

加えて、A事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンラ
イン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自
然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準報酬月
額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認
できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立
人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月頃から 31 年 1 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間に A 事業所で勤務していた妻や同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、勤務していた期間は特定できないものの、A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、複数の同僚が、申立人と同時期に勤務していたと記憶する者についても、オンライン記録において、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、A 事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 事業所は既に廃業しており、申立期間当時の事業主は亡くなっており、当該事業主の妻は病気のため聴取ができず、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 29 年 5 月 5 日から 32 年 2 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の標準報酬月額の記録について照会したところ、A事業所における標準報酬月額が、給与総支給額と比較して低くなっていることが分かった。申立期間について、実際の給与総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 9 年 12 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間について、B事業所（A事業所が社名変更）が提出した申立人に係る 10 年から 14 年までの賃金台帳及び給与台帳から、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、9 年 12 月分から 14 年 9 月分までの申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 9 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、B事業所の社会保険事務担当者は、「申立人に係る平成 9 年の賃金台帳のデータが残っていないため、同年 3 月分から同年 11 月分について申立人の給与から控除した厚生年金保険料額は不明であるが、同年 12 月分から 14 年 9 月分ま

でと同様、国の記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、申立期間に申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 59 年 12 月 26 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間のうち1年から2年ほどA事業所で勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主が、「時期ははっきり覚えていないが、申立人がA事業所で勤務していたことは間違いない。」と証言しており、当該事業所の元従業員が、「昭和 55 年か 56 年頃に申立人がA事業所で働いていた記憶がある。」と証言していることから、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の元事業主は、「申立人が勤務していたのは数か月程度と短かった。また、勤務日数が少なく、給料も少なかったため、給料からの保険料控除は無かったはずである。」と回答している。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認ができない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 53 年 5 月 1 日から 60 年 1 月 7 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 22 日から 49 年 10 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の標準報酬月額について、自分が記憶している報酬額より低額になっていることが分かった。当該期間に得ていた業績給が抜けていると考えられるので、申立期間における標準報酬月額を、実際の報酬額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているものの、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所の元経理担当者は、「給与天引きした厚生年金保険料は社会保険預り金で、翌月支払い処理となっていた。私が担当していたときは、会計監査において、預り金処理については指摘されることはなかったもので、問題はなかったと考える。」と述べている。

さらに、A事業所の元事業主の親族は、「申立期間当時の帳簿等は、何も残っていない。A事業所は私の祖父と父が経営していた会社で、その祖父と父の両方とも亡くなっていることから、当時の状況については確認ができない。」と回答している。

加えて、申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、オンライン記録及び厚生年金基金の記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年1月1日から12年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成12年10月1日から16年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月1日から16年12月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かった。

このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間のうち、平成10年1月1日から12年10月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同年2月9日付けで、26万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、A事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A事業所の取締役（事業主）であったことが確認できる。

また、日本年金機構が保管するA事業所に係る滞納処分票の記録では、A事業所が平成7年以降、厚生年金保険料を滞納していることが確認でき、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、当該滞納保険料の納付について申立人と社会保険事務所（当時）の担当職員が交渉を行なっていることが記載されている上、申立人は、「代表者印は自分が管理しており、他の者が代表者印を押印することはなかった。」としていることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 10 年 1 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの期間について、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている取締役（事業主）として、自らの標準報酬月額を減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 16 年 12 月 1 日までの期間については、定時決定により、12 年 10 月 1 日からの標準報酬月額を 26 万円とする処理が同年 10 月 19 日に行われており、また、随時改定により、13 年 2 月 1 日からの標準報酬月額を 9 万 8,000 円とする処理が同年 3 月 7 日に行われていることが確認でき、当該事務処理に特に不自然な点は見当たらない上、A 事業所が加入していた B 健康保険組合から提出された加入記録より、当該期間のうち、同年 2 月から 16 年 11 月までの標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 16 年 12 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。